

事業主各位

〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館分館3階  
一般社団法人 日本ボイラ協会 茨城支部  
TEL 029-225-6185 FAX 029-225-6509

### ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育 の開催について ボイラー取扱作業主任者能力向上教育

ボイラー技士技能向上教育等については、昭和63年5月の安全衛生法改正により同法第19条の2と第60条(別紙参照)に安全管理者やボイラー取扱作業主任者等に対する「能力向上教育」とボイラー技士等危険有害業務従事者に対する「安全衛生教育」が事業者の義務として規定されています。

(一社)日本ボイラ協会では、この法律に基づき下記のとおり講習会を実施いたしますので、貴事業所のボイラー技士の方受講されますようご案内いたします。

なお、毎年11月に行っている茨城県ボイラー大会の優良ボイラー技士等の表彰対象要件として、過去5年以内にこの講習(を受講済であることが資格要件に含まれること)になりますので申し添えます。

記

- 1 期 日 平成30年10月6日(土)午前9時～午後5時
- 2 会 場 水戸市梅香1-1-4 茨城県JA会館本館2階第5会議室
- 3 対 象 者 ボイラー技士(特級・一級・二級)及びボイラー取扱技能講習修了者で、資格を取得したとき及び概ね5年以上経過し、現にボイラー取扱作業の業務に従事する者 ⇒ 安全衛生教育  
ボイラー取扱主任者として選任されたとき及び選任されてから概ね5年以上経過し、現にボイラー取扱作業の業務に従事する者 ⇒ 能力向上教育
- 4 講習科目 最近のボイラーとその取扱い  
①最近のボイラーの特徴 ②ボイラーの運転管理と保守管理の必要性 ③災害事例及び関係法令
- 5 受講料 8,640円(会員) 9,720円(一般)【テキスト代別】
- 6 申込場所 (一社)日本ボイラ協会茨城支部 (水戸市梅香1-5-5 JA会館分館3階)
- 7 受付期間 平成30年9月3日(月)～7日(金)の5日間 9:30～16:30
- 8 定 員 50名 (定員になり次第申し込みを締め切ります。)
- 9 申込方法

(1)裏面の申込書と受講料・テキスト代を持参してお申込み下さい。

(2)申込書郵送の場合

① 申込書と受講料・テキスト代を現金書留に同封して送付して下さい。

(申込書の支払い方法、①現金に○印)

② 郵便振替で支払をする方には、受講票とともに振替用紙を送付します。

(申込書の支払い方法、②郵便振替に○印)

③ 会員事業所については請求書で代金振込ができます。

(申込書の支払い方法、③請求書に○印)

(3)代理人の申込はできますが電話ではできません。また、郵送は受付開始前でも受理・保管します。

10 その他

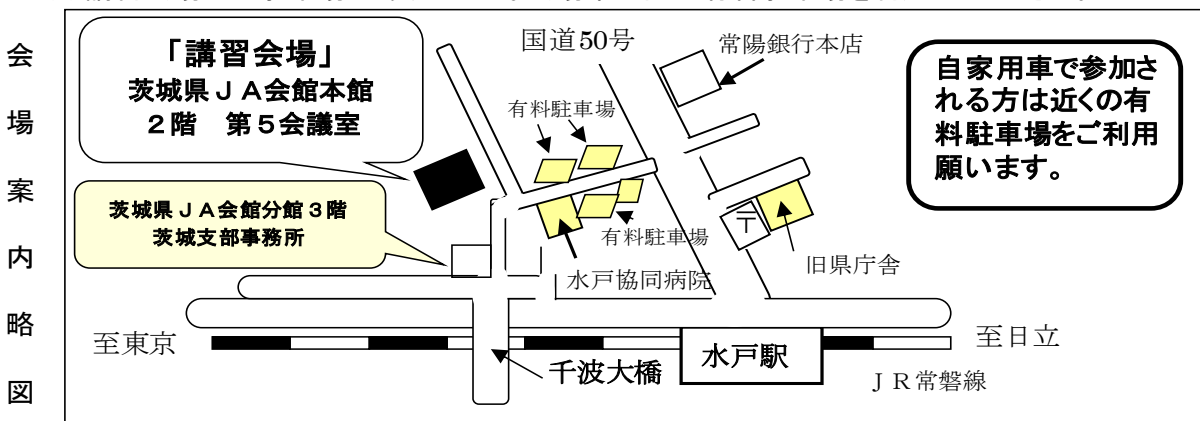
(1)受講者には会場案内図及び受講票をお渡します。(受付期間前申込の場合は9月3日以降送付)

(2)受講等は講習日前までに納入してください。申込後は受講料のお返しはできません。

(3)昼食は各自準備・持参願います。

(4)修了者に修了証を交付します。

(5)講習会場には駐車場がありません。会場案内図の有料駐車場を利用してください。



(安全管理者等に対する教育等)

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

|  |  |  |                   |     |
|--|--|--|-------------------|-----|
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">該当する方に○</div> |  |  | ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育 | 申込書 |
|  |  |  | ボイラー取扱作業主任者能力向上教育 |     |

|       |             |               |           |    |        |
|-------|-------------|---------------|-----------|----|--------|
| 事業所名  |             | 会員・一般<br>一方に○ | 会員        | 一般 |        |
| 所在地   | 〒 ー (Tel: ) |               |           |    |        |
| ※受講番号 | 氏名          |               |           |    |        |
|       | 生年月日        |               |           |    |        |
|       | 現住所         | 〒 ー (Tel: )   |           |    |        |
|       | 電話番号        |               |           |    |        |
|       | 免許証種別(○印)   | 特級            | 1級        | 2級 | その他( ) |
|       | 免許証交付局      | (免許証)         | _____ 労働局 |    |        |
|       | 修了証交付者      | (修了証)         | _____     |    |        |
|       | 交付年月日       | 昭・平           | 年         | 月  | 日      |

受講料及び教材

| 受講料          | 会員 | 8,640円 | 円 | 支払方法(希望方法に○) |      |
|--------------|----|--------|---|--------------|------|
| (消費税込み)      | 一般 | 9,720円 |   | 1            | 現金   |
| テキスト代(消費税込み) |    | 1,850円 | 円 | 2            | 郵便振替 |
| 計            |    |        | 円 | 3            | 請求書  |

- (注) 1 ※欄は記入しないこと。  
 2 会員とは(一社)日本ボイラ協会茨城支部に会員として加入している事業所であること。  
 3 この講習(一圧を含む)の受講歴がある方は「修了証」の写しを添付してください。

平成 年 月 日

|      |       |
|------|-------|
| 担当部署 | 申込者氏名 |
|------|-------|

(受講票等の郵送は、担当部署の申込者に一括送付します。個人で単独の申し込みの場合は記入不要です。)